

第3節 被害調査

1 災害の種別

(1) 自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象によるもの。

(2) ガス、酸欠災害

ガス類の漏洩、滞留等又は酸素欠乏によるもの。

(3) 危険物等の災害

危険物、毒物、劇物、放射性物質等の流出、漏洩、飛散によるもの。

(4) 交通災害

自動車、列車、船舶、航空機等の交通機関の激突、脱線、転覆、沈没、墜落等によるもの。

(5) その他災害

前記以外のもの。

2 被害調査

被害調査は、第2節「火災原因及び損害調査」の規定を準用するほか、次によるものとする。

(1) 調査事項

ア 災害の原因

イ 災害発生場所又は地域

ウ 災害に対しとられた措置

エ 応急措置の状況

オ 応援要請又は職員派遣の状況

カ 避難命令、勧告の状況

キ 活動状況

(ア) 出場人員

(イ) 主な活動内容（使用した資機材を含む）

(2) 被害状況等の報告

消防予防課長は、自然災害等の災害が発生した場合、次のア～カの様式を別に定め報告するものとする。

ア 被害状況集計表

イ 避難勧告指示実施状況報告書

ウ 人的被害調査書

エ かけ崩れ被害調査書

オ 浸水被害調査書

カ その他被害調査書